



島根県報

平成26年 9 月19日 (金)

号外 第 117 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【特定調達公告】

島根県漁業取締船「せいふう」代船建造に係る一般競争入札の実施

(水 産 課) 2

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成26年 9 月 19 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 入札に付する事項**(1) 件名及び数量**

島根県漁業取締船「せいふう」代船建造 一式

(2) 仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成28年 3 月 22 日（火）

(4) 納入場所

島根県松江市

(5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載すること。

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、営業種目が大分類「5 車両船舶類」中分類「(2)船舶」の入札参加資格の認定を受けている者であること。

(4) 入札に係る漁業取締船を建造するために必要な船台を現に有する者であること。

(5) 50トン以上の漁業取締船又はこれに準ずる船舶の建造実績があり、自動溶接機等の工場設備及び軽金属溶接構造物製造工場（分類H級）を有し、溶接技術者により施工できる者であること。

(6) 提出された技術審査資料により行う技術審査で、この入札に係る漁業取締船を建造するために必要な技術的能力を有すると認められる者であること。

(7) 建造された漁業取締船に関する緊急時の対応、保守点検、修理、部品供給その他のアフターサービスについて、対応窓口及び実施体制が十分整備されており、長期にわたり迅速かつ円滑な提供ができると認められるものであること。

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(9) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の指名競争入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(10) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものを経営に関与させている者でないこと。

3 入札手続等

(1) 入札書の提出場所、契約を交わす場所及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁5階
島根県農林水産部水産課漁業管理グループ
電話番号 (0852) 22-5315 ファックス番号 (0852) 22-5929

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成26年9月19日(金)から同年10月3日(金)まで(島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1条に規定する休日を除く。)の間、(1)の場所において交付する。交付時間は、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

(3) 入札書の提出期限等

ア 受領期限 平成26年10月29日(水)正午まで

(ただし、郵送により入札書を提出する場合は、(1)の場所に同日午前10時までに到着していること。)

イ 提出場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁5階
島根県農林水産部水産課漁業管理グループ

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年10月29日(水)午後2時から

イ 場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟 第5会議室

4 その他

(1) 契約の手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約希望金額の100分の5以上を入札の開始までに納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当すると認められる場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、落札者が島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当すると認められた場合は、免除する。

(4) 入札希望者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を3(1)の場所に平成26年10月14日(火)午後5時までに提出し、入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、2回を限度として行うものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Type and quantity of the products to be manufactured : Fisheries Patrol Vessel, 1 set

(2) Deadline for bid : 12 : 00 P.M., October 29, 2014

(Applications by mail must arrive at the address written below by 10 : 00 A.M., October 29, 2014)

(3) Contact : Shimane Prefecture Agriculture, Forestry and Fisheries Department Fisheries Division, 1
Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8501 Japan

Phone : 0852-22-5315